

市税などの納期限内納付にご協力ください

市税には、各税目と期別ごとに『納期限(納付する期限)』が定められています。市民の皆さん一人ひとりに納めていただいた市税が、平川市発展のための力となります。これからも市民の皆さんにとって納付しやすい環境づくりに取り組んでいきますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。



● 市税の納付には簡単・便利な『口座振替』をご利用ください ●

3点を持参して金融機関へ！

●必要なもの

1. 振替を希望する通帳
2. 通帳の届出印
3. 納入・納税通知書



あわせてほかの料金も振替できます

●振替可能料金

介護保険料／保育料／温泉使用料／簡易水道使用料
／奨学貸付金／後期高齢者医療保険料／墓地管理手
数料／法定外公共物占有料／市営住宅使用料

取扱金融機関 青森銀行／みちのく銀行／東奥信用金庫／青い森信用金庫／津軽みらい農協／
つがる弘前農協／ゆうちょ銀行

[納付方法] 市役所・各金融機関での窓口納付／東北管内郵便局・ゆうちょ銀行での窓口納付／口座振替／
コンビニ収納／スマホアプリ収納（PayPay／PayB／支払秘書／LINE Pay 請求書支払い）

※納付方法の詳細は納付書裏面をご確認ください。

令和2年度 市税など納期限一覧表

	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/28	2/1
軽自動車税	全期								
固定資産税	1期		2期		3期		4期		
市県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期

※「随期課税分」については、納税通知書でご確認ください。

納税相談を
実施しています

税金は、納期内に納めなければなりませんが、一定の要件を満たしている場合には、原則として1年以内に限り、納期延長や分割納付することができます。お困りの際は、お気軽に税務課収納係にご相談ください。
休日・夜間窓口でも相談を受け付けております。※休日・夜間窓口の日程は12ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う市税の猶予について

新型コロナウイルスの影響により事業などにかかる収入に相当の減少があった方は、1年間、納税の猶予を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

対象となる方 次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などにかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 個人・法人にかかわらず、一時に納付を行うことが困難であること。

対象となる市税

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税などすべての市税。
- ・これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

[問合せ] 税務課 収納係 ☎44-1111（内線1265・1266・1267）